久留米市集団けんしん等業務公募型プロポーザル実施要項

１．目的

本要項は、「久留米市集団けんしん等業務」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

２．業務概要

（１）業務名

久留米市集団けんしん等業務

（２）業務内容

「久留米市集団けんしん等業務仕様書」のとおり

（３）業務期間

契約締結日から令和９年３月３１日まで

ただし、特定保健指導については、当該期間内に初回支援を実施したものが実績評価を終了するまでとする。

３．提案上限額

金額の上限は、２６６，２０２千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。なお、内訳は以下のとおりである。

（１）各種がん検診、生活習慣病予防健康診査、レディースデー実施経費

１５０，７３２千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

（２）久留米市国民健康保険特定健康診査、健康診査結果説明、久留米市国民健康保険特定保健指導

１１５，４７０千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

４．実施形式

公募型

５．スケジュール

（１）公募開始・・・・・・・・・・令和６年１月１９日（金）

（２）質問書の提出期間・・・・・・令和６年１月１９日（金）～１月２６日（金）

（３）質問書に対する回答・・・・・令和６年１月３０日（火）

（４）参加申込書の提出期間・・・・令和６年１月１９日（金）～２月６日（火）

（５）資格審査の結果通知・・・・・令和６年２月１５日（木）【予定】

（６）企画提案書等の提出期間・・・令和６年１月１９日（金）～２月２２日（木）

（７）プレゼンテーションの実施・・令和６年２月２７日（火）【予定】

（８）審査結果通知の送付・・・・・令和６年３月上旬【予定】
（９）契約締結・・・・・・・・・・令和６年３月中旬【予定】

６．参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、企画提案書の提出締切時点で、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４に該当しない者であること。
（２）久留米市から指名停止措置を受けていないこと。
（３）国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
（４）参加申込者（本店又は支店等）の所在地の区分に応じ、次に定める地方税等を完納していること。
・久留米市：県税、市税及び国民健康保険料（個人事業主に限る。）
・福岡県内の久留米市以外の市町村：県税
（５）手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
（６）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
（７）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
（８）ISMS 適合性評価制度に基づく ISMS 認証（ISO／IEC27001）又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が付与するプライバシーマークを取得していること。
（９）高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）に基づく、特定健康診査及び特定保健指導を実施することができ、社会保険診療報酬支払基金にそれらの登録がされていること。
（１０）共同事業体でないこと。
（１１）令和元年度以降に、各種がん検診及び健康診査、並びに特定保健指導のいずれも、地方公共団体の集団けんしん形態の業務において受託実績があること。ただし、再委託により業務を実施している場合は、実績として認められない。
（１２）令和５年度に、全国健康保険協会（以下、「協会けんぽ」という。）特定健康診査が集団けんしん形態で実施できる契約を、協会けんぽと締結している者であること。
（１３）福岡県内に事業所を有すること。

７．質疑・応答

（１）質問方法

本プロポーザルの実施要項及び仕様書等に関する質問については、質問書（様式第１号）を電子メールに添付して、「１７．問い合わせ先」あてに送信し、着信確認の電話連絡をすること。電話又は口頭による質問は受け付けない。また、質問期限以降の質問は、一切受け付けない。

（２）受付期間

令和６年１月１９日（金）～１月２６日（金）午後５時１５分まで

（３）回答方法

令和６年１月３０日（火）までに、質問書（様式第１号）に記載したメールアドレスあてに電子メールで回答する。また、必要に応じて市ホームページに掲載する。

８．参加申込の手続き

（１）提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、実施要項、仕様書及び関係法令等の各規程を理解した上で、次の書類を提出すること。なお、イ、ウは参加申込期限から３ヶ月以内に発行されたものに限る。

提出書類		部数
① 参加申込書等の提出書類		
	ア 参加申込書（様式第２号）	１部
	イ 登記事項全部証明書（個人の場合、身分証明書）	１部
	ウ 納税（滞納なし）等証明書（下記参照）	１部
	エ 参加資格に係る申立書（様式第３号）	１部
	オ 役員等調書及び照会承諾書（様式第４号）	１部
	カ 委任状（様式第５号）（支店等に参加手続等の委任を行う場合）	１部
	キ 事業者概要（様式第６号）	１部
	ク 業務実績調書（様式第７号）	１部
	ケ 業務実績調書（様式第７号）に掲げる実績に関して、その事実が確認できる契約書及び仕様書等の写し	１部
	コ ISMS 認証又はプライバシーマークの登録証の写し	１部
	サ 社会保険診療報酬支払基金へ特定健康診査及び特定保健指導の実施に係る登録をしていることが確認できる書類の写し	１部
	シ 令和５年度に協会けんぽと締結している、集団けんしん形態での協会けんぽ特定健康診査の実施に係る契約書の写し	１部
② 提案書等の提出書類		
	ス 企画提案書（「９．企画提案書作成方法」を参照）	８部

	セ　価格提案書（様式第８号）	１部
	ソ　見積明細書（様式第９号・第１０号）	１部

（参照）納税等証明書（参加申込者の法人・個人別、所在地区分ごとの必要書類）

支店等に参加手続き等を委任する場合、所在地区分は、受任者の営業所の所在地で考えること。

所在地区分	税区分		納税等証明書	
		税目	法人	個人
市外（県内）	国税等	法人税、所得税、消費税及び地方消費税	国税に未納がない証明(納税証明書その３の３)	国税に未納がない証明（納税証明書その３の２）
	福岡県税	法人事業税、個人事業税	福岡県税に未納がない証明	福岡県税に未納がない証明
市内	久留米市税	法人市民税、市県民税、固定資産税、軽自動車税	久留米市税に滞納がない証明	久留米市税及び国民健康保険料に滞納がない証明
	久留米国保	国民健康保険	－	

（例１：市内・法人の場合、「国税等」「福岡県税」「久留米市税」の証明を提出）

（２）提出期間及び時間

上記（１）提出書類のうち、①参加申込書等の提出書類

・令和６年１月１９日（金）から令和６年２月６日（火）（土日祝日を除く。）までの午前８時３０分から午後５時１５分まで

上記（１）提出書類のうち、②提案書等の提出書類

・令和６年１月１９日（金）から令和６年２月２２日（木）（土日祝日を除く。）までの午前８時３０分から午後５時１５分まで

（３）提出方法

持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、（２）に記載する提出期限内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、市はその責めを負わない。

（４）提出先

「１７．問い合わせ先」に記載する担当窓口

９．企画提案書作成方法

（１）様式等の形式

① 表　　紙　　「久留米市集団けんしん等業務企画提案書」と記載。

② 様　　式　　Ａ４版縦型・両面印刷・長辺綴じ
印刷の色は、カラー、白　黒を問わない
ページ番号を付すこと

③ 文　　字　　フォントサイズ１１ポイント・横書き（ただし、図表中に使用する文字についてはこの限りではない）

④ 提出部数　　８部（正１部、副７部）。副７部は会社名を除く。
上記のほか、提案書の電子データを CD-R に格納し１枚提出。

⑤ 制限枚数　　表紙を除き、３０ページ以内とする。

（２）構成と評価内容

① 提案書は、下表に示す構成とすること。（別紙「企画提案書評価基準」を踏まえ、評価項目に沿った記載とすること。なお、価格提案は企画提案書には記載しないものとする。）

② 評価内容に留意し、文章で簡潔に記載すること。

③ 文章を補完するためにイメージ図又は図面等を使用して差し支えない。ただし、制限枚数の範囲に収めること。

④ 提案書中には会社名が判別できる記載を行わないこと。

構成		評価内容 （詳細は、別紙「企画提案書評価基準」を参照のこと）
１	業務実績	（１）けんしん等業務の受託実績
２	実施体制等	（１）実施体制
		（２）スケジュール
		（３）セキュリティ
３	企画内容	（１）受診率向上を促す仕組み
		（２）継続受診を促す仕組み
		（３）新たな提案

１０．審査方法

企画提案書等については、プレゼンテーションの実施後に、本プロポーザル審査委員会が審査する。

（１）プレゼンテーション実施日

令和６年２月２７日（火）【予定】

（２）実施場所

企画提案書を提出した者に対して別途通知する。

（３）提案時間

２０分

（４）質疑応答

１０分

（５）参加人数

３人以内

（６）留意事項

① 提出した企画提案書のみで提案を行うこと。その他、追加資料等は認めない。

② プレゼンテーションにおいて、会社名が判る口頭での説明や、画面上での会社名の記載は行わないこと。

１１．候補者の選考方法

（１）審査委員会が提案書類とプレゼンテーション及びヒアリングにより、提案内容を別紙「企画提案書評価基準」に基づき審査し、評価結果に対する審査委員会の審査を経て、総合点が最も高い者を候補者として選定する。

（２）最高点の者が複数の場合は、次の順で選定するものとする。

① 評価内容のうち、「企画内容」の得点が高い者

② 評価内容のうち、「実施体制等」の得点が高い者

③ 評価内容のうち、「業務実績」の得点が高い者

（３）応募者が１者の場合においても採点を行う。

（４）総合点の得点率が６割未満であった場合には、候補者として選定しない。全者において総合点の得点率が６割未満であった場合には、プロポーザルの手続きを中止するものとする。

（５）評価内容のうち、「実施体制等」の得点率が６割未満の者は、候補者として選定しない。

（６）選定された候補者が契約を締結しない場合には、次順位者を契約の候補者とする。

１２．審査結果

（１）通知方法

プレゼンテーション審査を行った全ての者に文書にて通知する。

（２）通知時期

令和６年３月上旬【予定】

１３．失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

① 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合。

② 提出書類に虚偽の記載があった場合、または提出書類に不備があった場合。
③ 実施要項で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合。
④ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合。
⑤ プレゼンテーションを正当な理由なく欠席した場合。
⑥ 価格提案書の金額が「３．提案上限額」を超過した場合。

１４．情報公開及び提供

市は提出された企画提案書等について、久留米市情報公開条例（平成１３年９月２８日条例第２４号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とする。

１５．契約の締結

選定した候補者と協議し、委託業務に係る仕様書の内容を確定させたうえで契約を締結する。仕様書の内容は企画提案内容がすべて反映されるわけではなく、候補者との協議により最終的に決定する。

１６．その他

（１）参加辞退の場合

書類提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、「１７．問い合わせ先」に提出すること。

（２）提出書類

① 提案書の提出は、１社につき１案とする。
② 提出されたすべての書類は返却しない。また、提出後の差し替え及び追加、削除は認めない。
③ 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
④ 本提案にかかる書類作成及び提出費用など、必要な経費は全て企画提案者の負担とする。また、やむを得ない理由等により、本プロポーザルを中止することがあるが、この場合、本プロポーザル方式に要した費用を本市に請求することはできない。

（３）著作権等の権利

企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。ただ

し、本市と契約に至った者が作成した企画提案書については、市が必要と認める場合には、市は、あらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

（４）異議申立

申請者は、本プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

（５）言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

（６）誓約書の提出

候補者は契約の際に暴力団排除に係る条項を記載した市指定の誓約書を提出しなければならない。ただし、久留米市の入札参加有資格者名簿に登載されている者は、この限りでない。

１７．問い合わせ先

〒８３０－８５２０　久留米市城南町１５番地５
久留米市健康福祉部保健所健康推進課（担当：野田・乙丸）
電話：０９４２－３０－９３３１
FAX：０９４２－３０－９８３３
電子メールアドレス：ho-kenko@city.kurume.lg.jp